

論 文

広島大学創設期の入学者選抜

小宮山 道 夫

はじめに

戦後の国立大学入試の制度的変遷を追えば、その時期区分は大きく四つに分けることができるだろう。第一期は昭和二十四年から進学適性検査実施義務が廃止された昭和二十九年まで、第二期は大学間格差を助長させたといわれる一校二校制度が廃止された昭和五十三年まで、第三期は共通一次試験方式が実施された昭和五十四年から平成元年まで、そして第四期は大学入試センター試験方式を導入した平成二年以降である。⁽¹⁾ 本稿では昭和二十四年から二十九年までの第一期を対象として、広島大学創設期の入学者選抜についてその全貌を明らかにすることを目的とする。

一、新制国立大学の入学者選抜

新制国立大学における入学者選抜は、文部省が年度ごとに通知する「大学入学者選抜実施要項」に基づいて実施された。そこには学力検

査・身体検査・調査書・進学適性検査の各成績を総合して入学者を決定するよう示されていた。ただ、入学者の選抜方法については法制上各大学に任されており、実施要項と実際の選抜方法との間にはかなりのずれがあるといわれている。⁽²⁾

新制大学の入学資格は、学校教育法第五十六条に示され、新制高等学校卒業者が基準となっていた。同法施行規則第六十九条第二号では、高等学校卒業者の他に「高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者」について入学資格を与えることを定めているが、ここでいう「同等以上の学力があると認められる者」について文部省が明示したのは昭和二十三（一九四八）年のことである。五月三十一日の文部省告示第四十七号「大学入学資格に関する件」において、十三項目にわたる資格適合者を示した。⁽³⁾ 同年九月二十八日には一部改正がなされ、十三項目の但し書きを削除し、新たな三項目を加えて十六項目となった。⁽⁴⁾ これにより旧制諸学校を卒業または修了した者に対して、新制大学への入学資格が保証されることとなった。

各大学ごとに実施する学力検査については、文部省が全国の大学を

二つのグループに分け、第一期校は三月上旬、第二期校は三月下旬と、実施日程をずらして実施された。この制度は全国の大学を所属する地区ごとで二つの試験日に分けることで、大学進学者が首都圏や特定の有名校へ集中することを防ぐと共に、受験者の入学機会を増やす目的で行われた。しかし旧帝国大学や有名校が一期校に偏って指定されていたことや一期校二期校の指定がほぼ固定されていたため、大学間格差を助長するという批判が生じていた。⁽⁵⁾

新制国立大学最初の入試にあたる昭和二十四年度学力検査は、国会審議の遅れによって新制国立大学の発足が五月三十一日までずれ込んだため、第一期校が六月八日から、第二期校が六月十五日から実施された。学力検査の期日を二期に分けて実施するこの制度は、昭和五十三年度入試まで続けられた。

二、第一回入学者選抜

広島大学の第一回入学者選抜は第二期校に指定された。昭和二十四年五月に関係学校に配布した「広島大学（新制）学生募集要覧」には、入学者選考方法として「学力検査の結果と、調査書、進学適性検査成績とを総合して先づ入学予選者（定員の二倍）を選考し、その者に対して身体検査を施行した後、その結果を加味して入学者を決定する」と記載していた。学力検査の科目と実施日は以下のとおりであった。

六月十五日 国語、数学（解析Ⅰ・解析Ⅱ・幾何）
六月十六日 理科（物理・化学・生物・地学）

六月十七日 外国語（英語・ドイツ語・フランス語）

国語以外の教科は各教科のうち一科目を選択することとした。また、教育学部四年課程のうち体育科、音楽科については数学を省き実技試験を課した。この点は文部省が指導する五教科にわたる出題の原則に反するが、大学側（安浦分校）として望ましい試験科目であったと思われる。

各教科の科目選択の方法について、文部省は受験者に試験会場において選択させることを『昭和二十四年度新制大学（並びに専門学校等）入学者選抜方法の解説（一）』によって指導していた。広島大学の場合、「学生募集要覧」の入学志願手続欄には「外国語をフランス語で受験しようとするものは其の旨出身学校長に申出で入学志願書類を広島文理科大学へ送付して貰うよう依頼すること」と記載しており、フランス語の選択に関してのみは事前に申請させていたことがわかる。大学側の試験準備の便宜を図るためであろう。なお、昭和二十四年度の学力検査でフランス語を選択した者は存在しなかった。

募集人員は、文学部一〇〇名、教育学部四年課程四三〇名（うち福山分校一五〇名）、同二年課程四八〇名（東雲分校二〇〇名、三原分校二〇〇名、福山分校八〇名）、政経学部八〇名、理学部七五名、工学部二三〇名、水畜産学部六〇名の、総計一四五五名であった。入学願書は昭和二十四年五月十三日から二十六日までを受理し、女子一六二名を含む二七三二名の志願者を数えた。⁽⁶⁾

志願倍率を学部ごとに示せば、文学部二・〇倍（志願者一九六名）、教育学部一・〇倍（同九四四名）、政経学部四・一倍（同三三〇名）、理

表一 昭和24年度学部課程別志願者・入学者数 (出身学校種別)

出身学校種別	文		教育(4)		教育(2)		政経		理		工		水畜産		合計		構成比		入学率
	志	入	志	入	志	入	志	入	志	入	志	入	志	入	志	入	志	入	
新制高校	101	41	312	190	163	110	194	35	82	22	391	100	59	38	1302	536	48.7%	41.1%	41.2%
旧制諸学校	102	54	293	191	210	181	133	73	134	57	378	138	38	21	1288	715	48.2%	54.8%	55.5%
資格認定	0	0	7	7	55	36	4	2	1	0	8	1	1	1	76	47	2.8%	3.6%	61.8%
その他	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0	4	2	0	0	8	6	0.3%	0.5%	75.0%
合計	203	95	614	390	430	329	331	110	217	79	781	241	98	60	2674	1304			

注：教育(4)、教育(2)はそれぞれ教育学部四年課程、同二年課程を表す。

構成比=(出身学校種別合計数)/(総数)×100、入学率=(出身学校種別入学者数)/(出身学校種別志願者数)×100

学部二・八(同二〇八名)倍、工学部三・四倍(同七八一名)、水畜産学部三・一倍(同一八六名)となっていた⁽⁷⁾。

学力検査の結果、六月二十七日に女子一二〇名を含む一二七九名の合格者を発表した⁽⁸⁾。この入学許可者たちの入学手続き状況は思わしくなかったようで、締め切り日翌日にあたる七月十二日に開かれた部局長連絡会議では、締め切り日を十日までに延期することを決議している⁽⁹⁾。

また、募集定員に満たない学部では第二次募集を行った。

志願者・入学者を出身学校の種類ごとに集計すると表一のようなになる⁽¹⁰⁾。全体の傾向として、志願者については新制高校卒業者と旧制諸学校出身者とがほぼ同数あることに特徴がある。入学者数は旧制諸学校出身者の方が多く、学校種別の入学率をみると新制高校四一・二%、旧制諸学校五五・五%、となっており、新制高校卒業者の減少が目立つ。これは新制高校卒業者の学力に問題があったということであろうか。新制大学の入試は旧制

高校卒業者にとって不利なものであったとの話は聞く⁽¹¹⁾。これは新旧両制度下の高校の学習内容が大きく異なっていたためである。そのため新制高校卒業者を入学資格の基準とした新制大学の入試問題が、新制高校卒業者に不利に働いたとは考えづらい。この点から考えると、新制高校卒業者の入学率が下がったのは、広島大学が第二期校であったために第一期校へ入学者が流れるという、試験制度に起因するところが大いのではないだろうか。

三、入学試験に関する変更点

(一) 入試日程

昭和二十四年十月十九日の評議会では入学試験の実施日程について話し合われた。これは「広島文理科大学は本年度の入学試験は第二期に実施したが第一期において実施の希望が強かった」ため、文部省関係者に「廿五年度は第一期に実施のことを申し入れたところ原案を示せば文部省はその意にそうという回答を得た」ことから議題として取り上げられた。補導部長の示した原案は、昭和二十五年入試を広島文理科大学は第一期で行い、新制広島大学は前年同様第二期の試験日程で行うというものだった。文理科大学の入学試験を第一期に実施するため、新制大学は「諸種の事情」から第二期に行わざるを得ないというのがその理由であった⁽¹²⁾。この原案はそのまま承認され、入学試験は第二期に行われることと決定し⁽¹³⁾、十一月四日発行の『広島大学学報』に掲載された⁽¹⁴⁾。昭和二十五年一月に出された「広島大学学生募集要覧」

に記載された試験日程をみると四月一日から三日までとなっており、実際に第二期校として試験が実施されていることがわかる。「広島大学二十五年史」では昭和二十五年入試より第一期募集校として試験を行ったとしているが、二十五年入試までは第二期募集校であった。⁽¹⁵⁾

この試験期日について、昭和二十五年三月七日の第十二回評議会において「試験日は第一次にして貰えないのか」との質問があり、「毎年広島が二次では標準が下り、二流になるといことになる。強硬に主張して貰いたい」との発言もあった。他にも「昨年の実績は化学では三〇名志願して、発表は八名であった」と述べ、第二期校に指定されたが故の問題点を指摘する意見があった。第一期校に変更を求める方法について「(今年は：筆者注)書類によつて意見を具申したのであるが直接人をもつて主張するのがいいのだと思う」と事務側から反省点が述べられ、これに対し「東北大学は総長がやった。来年は学長などが行つて主張して頂きたいと思う」と補足する意見が述べられた。この後実際にどのような交渉をへて第一期校へと変換したのか興味

表二 学部別入学定員数

	文	教育(四)	教育(二)	政経	理	医	工	水畜産	総計
昭和二十四年度	一〇〇	二八〇	四八〇	八〇	七五	—	一三〇	六〇	一四五五
昭和二十五年度	一〇〇	二八〇	四八〇	一六〇	七五	—	一三〇	六〇	一五三五
昭和二十六年	一〇〇	二八〇	五五五	一六〇	七五	—	一三〇	六〇	一六一〇
昭和二十七年	一〇〇	二八〇	四四五	一六〇	七五	—	一四五	六〇	一五二五
昭和二十八年	一〇〇	二四五	四四五	一六〇	七五	五〇	一四五	六〇	一四九〇
昭和二十九年	一〇〇	二四五	四三〇	一六〇	七五	四〇	一四五	六〇	一四九五

注 教育(四)、教育(二)はそれぞれ教育学部四年課程、同二年課程を表す。

深い、今回明らかにすることはできなかった。森戸辰男の学長就任とも絡めて今後検討したい課題である。

(二) 募集定員

広島大学の最初の学生募集定員は前述のとおり総数一四五五名であった。二十五年には政経学部第二部八〇名の募集を開始したため、定員総数は一五三五名となった。⁽¹⁶⁾以下二十九年までの募集定員数を表にすると表一のようなになる。この時期の変化としては二十六年に教育学部の定員に増減があり、二十七年には医学部進学課程五〇名および工学部工業教員養成課程一五名の募集が開始された。二十九年以降は教育学部二年課程が次第に四年課程へと移行することになり、二年課程の募集は打ち切られるはじめる。

「広島大学(新制)学生募集要覧」によれば、昭和二十四年度の入学生志願者は、出願の際に同一学部内の志望を学科あるいは専攻科目単位で第三志望まで記入することになっていた。これが翌年度からは第二志望まで記入することと変更され、なおかつ第二志望の意志のない場合は記入の必要なしとする但し書きが

加わった。この後政経学部では一部と二部とをそれぞれ第一、第二志望と記入することは禁じられ、工学部も第二志望の記入を禁じた。ただし工学部の場合には工業教員養成課程のみ第二志望として記述することが許された。

(三) 学力検査の教科目

昭和二十五年年度学力検査の教科目は、前年度に比べると数学の選択科目に一般数学が、同じく社会に世界史が加えられた。また国史は日本史と改められた。備考欄には「国語はその問題の一部に漢文を加え、必答問題以外の国語と漢文との中より適宜選択して解答するものとする」および「外国語については英語、ドイツ語、フランス語の中よりその一を選択して予め出願の際所定欄に記入し学力検査は既に届出た外国語についてのみ受験するものとする」の二項目を追加した。

文部省は学力検査科目の選択について、高等学校の教育課程に基づき各教科群から一科目を選択させるよう指導していた。⁽¹⁷⁾これに変化が生じたのは昭和二十五年三月三十一日の通達「昭和二十六年新制大学等入学者選抜方式のうち学力検査実施教科科目について」以降であった。⁽¹⁸⁾ここでの大きな変更点は、社会、数学、理科の三教科についてはそれぞれ科目の中から二科目を出題してもよいというもので、これにより国立大学の入試では五教科八科目という出題方式が一般化した。⁽¹⁹⁾

二十六年年度の学力検査におけるもう一つの大きな変更点は、高等学校職業課程の卒業者を考慮した出題方法が採用されたことである。先の文部省通達には「農・工・商（経済）水産及び家政等に関する学部又は専門学校においては、右の社会・数学・理科の全部又は一部に職業又は家庭に関する科目を加え、受験者を選択させることとする」という記述があった。

広島大学ではこの二つの変更点のうち、二科目選択については二十六年入試には採用せず、翌二十七年からの実施とした。「昨年度

の教科目を本年度の教科目と著しく変更することは既に本年度の計画を実施している全国の高等学校の実状を考慮するとき好ましくない影響を与えることが予想せられるので、明年度に限り本年度と全く同様の取扱いとした」というのがその説明であった。⁽²⁰⁾

一方、職業課程に関する科目の出題については、「昭和二十六年広島大学入学学力検査教科目について（追加）」を通知し、入学者選抜方法の備考欄に次の文を追加した。

五 高等学校職業課程の卒業者にはその立場を考慮して次の選択科目を増設する。

(一) 政経学部（商業課程出身者）

数学の中に「商業簿記」を加え、他の四科目と併せて五科目とし、この中から一科目を適宜選択して解答するものとする。

(二) 工学部（工業課程出身者）

理科の中に工業的問題と、工業の各専門学科に属する問題若干とを併せて出題し、これを一科目として取扱う、理科に属する上記の四科目の外に、この工業的科目を選択してもよい。

工業的科目の解答方法としてはこの問題中から数問題を選択して解答するものとする。

(三) 水畜産学部（農業課程、水産課程出身者）

水産学科

理科の中に「水産一般」を加え、他の四科目と併せて五科目とし、この中から一科目を適宜選択して解答するものとする。

畜産学科

理科の中に「総合農業」を加え、水産学科の場合と同様に取扱うものとする。

(四) 教育学部(福山分校) (職業課程家庭課程出身者)

農業科

理科の中に「総合農業」を加え、上記と同様に取扱うものとする。

職業科

社会の中に「商業経済」を、理科の中に「総合農業」「水産一般」及び「工業的科目」を加え、上記と同様に取扱うものとする。

なお「工業的科目」については(二)工学部の中の「工業的科目」の解答方法による。

家政科(家庭科)

理科の中に「一般家庭」を加え、上記と同様に取扱うものとする。

この入学者選抜方法に記された「備考五」は、文部省の指示により追加したのであるが、広島大学ではこの前年度から「備考五」をめぐる論議は起こっていた。昭和二十五年一月に作成した「広島大学(新制)学生募集要覧(案)」には「備考五」の原案ともいえる項目が記されていた。

五 工学部	工業中の科を	工業中の科
水畜産学部	農業中の科を	農業中の科
	水産中の科を	水産中の科
		に加えて出題し

選択させる

政経学部	商業中の科を	商業中の科
教育学部家政科	家政中の科を	家政中の科

この「要覧(案)」は昭和二十五年一月十日の第八回評議会において配布された資料である。空白部分は、各学部に対して実施科目を照会し、記入する予定であった。

「要覧(案)」に盛り込まれた「備考五」を削除することを決議したのは同月二十四日の第九回評議会においてであった。削除の理由は各学部の事情によるものであった。政経学部は「学部としては簿記を出題するよりほかはないが学部の完成したときも簿記の先生はいない」ので省きたいと希望した。工学部は「工業卒業生のことを考えて出題するとなれば製図以外にない」が、「製図としても共通問題を作るのは困難であり、初歩的な問題とせざるを得ないため、「程度の低い問題を(他の選択科目と…筆者注)同等視することは不合理が生ずる」。また、「工業の高校に聞いて見たが学校も簿記を希望していない」ということがわかった」ために削除を希望した。水畜産学部は実施してもかまわないという立場にあり、安浦分校(教育学部)は学長に一任すると、評議会に先立って事務局へ回答していた。このような経過を考慮した櫻井役学長事務取扱が「備考五」を削除することを決定し、評議会承認された。

職業課程に関する科目の出題は、結果的には文部省の指示どおり昭和二十六年から実施された訳だが、二十五年入試の実施にあたって検討されていたことは注目に値するであろう。しかし実際問題とし

て、それを実施するには解決すべき選択科目間格差の問題が横たわっており、また出題する側の学部には出題するだけの内的動因が欠如していた。当時の入試制度の理念と実際との間にある距離を感じさせる事例である。

(四) 補欠入学者の決定と第二次募集の実施

新制国立大学は入学志願者がなかなか集まらなかったところが多かったようだが、創設期の広島大学もその例に漏れず学生の募集には苦勞していた。第一回入試の前日にあたる昭和二十四年六月十四日には第一回部局長連絡会議が開かれ、入試に関する打ち合わせが行われた。そこでは第二次募集の日程についても話し合わせ、七月一日の同会議では、第二次募集の選考方法についての確認がなされた。⁽²²⁾工学部ではこの日には既に各学科一五名ずつ計一〇五名の「補欠入学許可予定一覧」と題した名簿を作成しており、入学者の補充態勢を整えていた。他の学部もこの後同会議に同様の名簿を提示して補欠入学者と第二次募集入学者とをそれぞれ決定した。

例えば政経学部は補欠順位二十位まで三十七名の「補欠入学予定者表」を作成し、最終的に一一〇名の入学者を七月一日に決定した。⁽²³⁾しかし七月十二日までに二十三名が入学を取り消し、九名が手続未済のままであった。このため再び二十四名分の「政経学部補欠順位表」を作成し、これにより一一〇名の入学者を確保した。

教育学部では志願者数自体が定員に達していない学科があった。合格発表後の定員充足率は四年課程で八九・一％、二年課程で六九・八％

であった。⁽²⁴⁾このため第二次募集を行わざるを得ない状況であった。

四、転学・編入学者の選抜

(一) 転学者の取り扱いについて

昭和二十四年十月十九日の第三回評議会の昭和二十五年度入学試験に関する議題の中で、転学・編入等による新制大学二年生の募集はしないのかとの質問がなされた。補導部長はこれに対して「教養部一年生で他の大学に入学希望の者があるやにきいているが、この場合の受験者は退学せしめるかどうかについては改めて協議したい」と述べた。

この件については「広島大学在学生の明春他大学入試受験希望者の取り扱いについて」という議題で、十一月二十二日の第五回評議会において話し合われた。補導委員会の試案は「本学在学者は在学のみ、他大学に受験を認めない。即ち退学願を出して受験する。そして不合格者は復学を認めない。無断受験した者はその事情が判明したとき退学させる」というものであった。これに対し事態を想定してこの規程を作成するのかどうかとの質問が出たが、「実体で、何十名かいるときいている」と補導部は回答している。

入試成績と大学での成績とは必ずしも一致しないので「在学のみ、で受験させ落ちた者はまた帰つて来いと親心を出してはどうか」との温情論もしたが、寛大すぎるとの批判により却下された。学生が他大学へ転学しようとするのは「教授陣の問題である」という指摘も生じたが、転学の防止策として補導部の主導で規程を作成するという方向

で取まった。

続く十二月六日の第六回評議会では入退転学等の取り扱いに関する基準方針について話し合われた。「他大学に転学を希望している者が多いと言うが其の実状はどうか」との問いに対し、補導部長は「調査はしていないが補導委員からの話によると学生に良いのと悪いのとむらがあるので程度を落として教えている。そのため一部優秀な学生は不満を持っている。又予備校的に考えている者もいる。設備の点から他へ移りたいと言う者はあるが先生の質が悪いからということではない」と述べた。

この会議において「広島大学の入退転学等の取扱に関する暫定基本方針」が承認された。^(四) 原案には若干の修正が加えられ同年十二月六日から適用されることとなった。昭和二十六年二月十二日には「入学、退学及び転学部等に関する内規」がこれに代えて施行されることになり、転学者等への取り扱い方法については結論をみた。

入学、退学及び転学部等に関する内規

一、学生が他大学に入学を志願するときはその手続きに先だち本学を退学しなければならない。

二、学生が他学部に移ることを志願するときは、関係学部長を経て学長の許可を受けなければならない。

前項の許可は志願の学部学科に欠員のある場合に限る。

学生が転学部を許可を願ひ出ることを得る時期は一般教養課程を一年又は一年半修了したときに限る。

前項の願出があつたときは関係学部長はすみやかに協議し次の学期開始後一月以内に許否の意見を学長に内申しなければならない。

三、学生が他学部に入學を志願するときは予め学長の許可を得て入學試験を受けなければならない。

四、学生が所属学部内において他の学科又は分校に移ることを志願するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

五、教育学部二年課程から学部（四年課程）に進学を志願する者については二年課程修了後、進学を志願する学部学科に欠員がある場合に限り選考の上適宜編入することができる。

六、他大学から転学を志願する者については当該学部教授会の議を経て学長が許可する。

この場合すでに修得した単位及び在学した期間の認定は教授会の審査による。

七、学生が他の大学に転学しようとするときは事由を詳記して教養部在學生は教養部長、学部在學生は当該学部長を経て学長に願ひ出て、その許可を受けなければならない。

(二) 編入学者の取り扱いについて

昭和二十四年九月十七日の部局長連絡会議において「旧制高等学校卒業者の大学不入学者の昭和二十五年新制大学第二学年編入学可能見込数調について」との議題が取り上げられた。いわゆる白線浪人の新制大学への編入に関するものであるが、当該調査は事務局としては

実施不可能であると回答があり、この件は見送られた。⁽²⁶⁾

旧制大学にとって昭和二十五年度は最後の入試であったが、すべての白線浪人が旧制大学に入れたわけではなく、まだ七千名近くの白線浪人が残っていた。このような中、昭和二十五年八月七日に文大第七百二十六号「昭和二十六年国立大学学生臨時増募試験の実施について」が出され、白線浪人の新制大学への受け入れに関する実施要項作成方針が示された。ここでは広島大学に文学部七十名、理学部三十名の計百名の定員枠が設定されていた。これを受けて広島大学では文学部二十六名、教育学部十名、政経学部二十名、理学部十七名、工学部二十一名、水畜産学部六名の計百名の学部学科別募集定員を決定し文部省へ報告した。

臨時増募試験（臨時編入学者選抜試験）は昭和二十六年一月十二、十三日に東北大学、東京大学、京都大学、広島大学、九州大学の五会場で行われた。試験科目は文学部が外国語（英、独、仏のうち一）、国語、歴史（日本史及び西洋史）の三科目、理科系学部が外国語（同前）、物理、化学、数学、生物の五科目であった。⁽²⁷⁾ この試験をへて広島大学では文学部八名、教育学部三名、政経学部十五名、理学部七名、工学部二十七名、水畜産学部二名の計六二名の合格者を決定した。⁽²⁸⁾ 白線浪人対策としての編入措置はこれが最後であったが、翌昭和二十七年からは二、三年次編入のための学生募集が行われるようになった。募集人員は各学科若干名で、受験資格は以下のとおりであった。

A 三年次に編入し得る者

一 旧制大学卒業生

二 旧制教員養成諸学校官制第一条に規定する教員養成諸学校のうち修業年限四年の学校を卒業した者（高等師範学校卒業生）

三 広島大学教育学部二年課程修了者

四 その他前記各項に準ずる者

B 二年次に編入し得る者

一 旧師範教育令による師範学校、青年師範学校卒業生

二 旧高等学校令による高等学校高等科を卒業した者

三 旧専門学校令による専門学校を卒業した者

四 新制短期大学卒業生

五 その他前記各項に準ずる者

試験科目は外国語（英、仏、独一カ国語）と専門科目二科目（各学科指定の科目より選択）であり、この学力検査と調査書、身体検査の成績を総合して編入年次が決定された。この結果、第二学年三十三名、第三学年二十七名を全学で迎え入れた。⁽²⁹⁾

昭和二十八年年度にも文学部、教育学部福山分校、理学部、工学部で若干名の学生募集を行ったが、詳細は不明である。⁽³⁰⁾

五、広島大学の入学者

(一) 広島大学入学者の出身地域

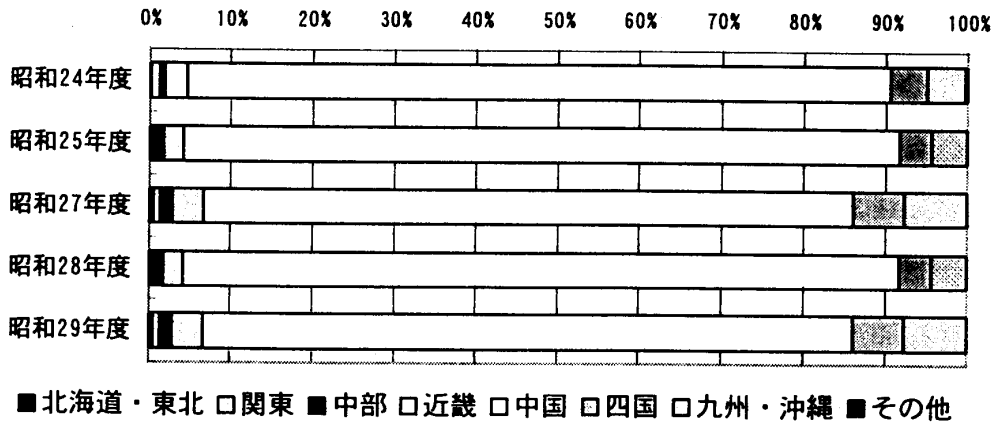
広島大学の入学者について、限られた資料から分析を試みたい。⁽³¹⁾ ま

出身地域の変化を比率で表したのが図一である。(32) 中国地区五県の出身者が圧倒的に多く、昭和二十四年度から順に八五・九、八七・五、七九・三、八七・五、七九・三パーセントとなっている。地区別で次に比率が高いのは九州・沖縄地区で、その数は常に三位の四国地域を毎年わずかに上回っていた。

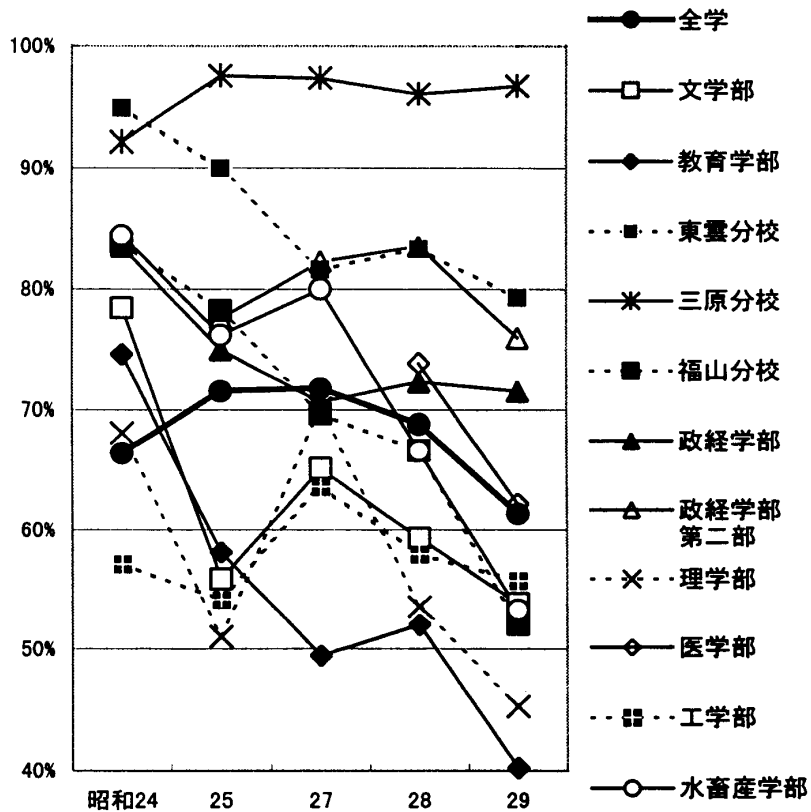
続いて、広島県出身者の比率を学部・分校ごとに表したのが図二である。全学のグラフをみると毎年約七割前後が広島県出身者で占められていることがわかる。広島大学がいかに地域密着型の大学として産声を上げたかということがよくわかる数値となっている。

また広島県出身者の占有率が各学部・分校ごとに異なっていることがよくわかる。各学部・分校について占有率の推移から類型化を試みる。

図一 出身地域構成 (全学)



図二 広島県出身者の割合



れば、三つのタイプに分類できる。文学部、教育学部、教育学部福山分校、理学部、水畜産学部のように五年の間に二十パーセント以上割合を下げる激減タイプ、同じく教育学部東雲分校、政経学部、医学部のように十パーセント前後を下げる漸減タイプ、教育学部三原分校、政経学部第二部、工学部などのようにある程度の割合を保ち続ける維持タイプである。昭和二十四年度の数値を例外として考えれば、文学部、教育学部、理学部、工学部は広島県出身者の割合が比較的

表三 女子入学者数の推移

学部	昭和24*1			昭和25*1			昭和26*2			昭和27*2		
	全体	女子	比率	全体	女子	比率	全体	女子	比率	全体	女子	比率
文 学 部	102	2	2.0%	100	5	5.0%	129	21	16.3%	111	19	17.1%
教 育 学 部	273	2	0.7%	268	21	7.8%	272	25	9.2%	236	24	10.2%
教育学部東雲分校	169	3	1.8%	148	23	15.5%	238	78	32.8%	192	59	30.7%
教育学部三原分校	102	31	30.4%	132	47	35.6%	190	102	53.7%	154	78	50.6%
教育学部福山分校	143	47	32.9%	175	63	36.0%	138	75	54.3%	94	54	57.4%
政 経 学 部	98	0	0.0%	221	0	0.0%	110	0	0.0%	107	2	1.9%
政経学部第2部	—	—	—	120	0	0.0%	109	3	2.8%	98	0	0.0%
理 学 部	79	2	2.5%	97	7	7.2%	79	7	8.9%	62	5	8.1%
医 学 部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50	8	16.0%
工 学 部	274	0	0.0%	250	0	0.0%	275	0	0.0%	270	2	0.7%
水 畜 産 学 部	57	0	0.0%	40	0	0.0%	54	0	0.0%	49	0	0.0%
計	1296	86	6.6%	1431	166	11.6%	1594	311	19.5%	1423	251	17.6%

*1【広島大学一覧 昭和25年11月5日 開学記念】

*2【広島大学二十五年史 通史】

いということもわかる。包括校の影響をうかがわせる数値とも思われる。

各学部・分校の中でも、教育学部東雲分校および三原分校と政経学部は中国地区の出身者が多く占めており、特に三原分校は広島県内出身者の割合が常に九割の高率を維持している。大学全体での広島県出身者の割合は七割弱程度で推移しているが、主に二年課程を持つ分校が占有率を引き上げていることがわかる。

この入学者の地域分布については、新旧学校制度の違い、入学試験制度の違い、広島大学の複雑な学部編成など、多くの要因が影響を及ぼしているであろう。ただ、包括校の異なる学部・分校ごとで地域分布の様子が明らかに異なる点から考えると、包括校の影響がかなり大きかったのではないかと思われる。

(二) 女子学生数の推移

女子の入学者数の推移についてまとめたのが表三である。戦後の大学に生じた大きな変化の一つは女子学生の入学であった。特に旧帝大を引き継いだ新制大学にとっては大きなインパクトとなったようだ。

広島大学の場合には昭和二十四年から全学で八六名(六・六%)の女子学生を迎え入れ、その後の三年間で十パーセント代後半の女子学生を毎年受け入れるように変化している。ただしその受け入れ先の多くは、教育学部三原分校および福山分校であったことがわかる。

広島大学は多くの包括校を持っていた故に、ほぼ学部ごとに校地が分散しており、教養部から遠隔地にあった分校などでは一般教育についても各分校でなされていた。このため全学として二割弱の女子学生

が在学していたとしても、当時の在學生にはそれほどの割合で女子學生が在籍していたということは認識し得なかつたのではないだろうか。また、三原分校と福山分校はそれぞれ師範学校女子部と女子高等師範学校とを包括校に持つており、広島大学創設期には女子學生の入學という事象は大きなインパクトとはならなかつたのではないかと思われる。

(四) 受験者の学力について

昭和二十五年一月十日の第八回評議會において学力検査の得点に関する報告がなされた。昭和二十四年度の試験において数学と外国語の得点の低い者について調べてほしいとの評議員の要望に対して、補導部長からなされた報告である。表四がそのときの報告内容である。五十点未満の得点者がこれほどまでに生じるといふのは、試験問題自体に問題があつたか、受験者の学力が低かつたかのどちらかである。この年の数学と英語が難しかったとの意見も学内にはあり、試験問題を検討してないので一概にはいえないが、少なくとも學生を受け入れ

表四 五十点未満得点者数および占有率(学部別)

	数		率	
	数	率	数	率
文 学 部	三五人	三八・四%	五八人	六三・七%
教育学部四年課程	一〇八人	三七・八%	二七〇人	八八・二%
教育学部二年課程	一五〇人	八〇・二%	一七五人	九三・六%
政 経 学 部	二一人	二一・六%	三五人	三六・〇%
理 学 部	四人	六・四%	二九人	四六・八%
工 学 部	二二人	八・〇%	一七七人	六五・〇%
水畜産学部	五一人	八九・四%	五三人	九二・九%

る大学側の設定した学力水準と、入學を希望する學生の学力水準との間には相当の乖離があつたことは想像に難くない。

昭和二十四年七月一日の部局長連絡會議において「一科目三〇点以下のものは正員として入學許可しないが(年々違ふ)それ以下の者も補欠としては入學を認める方針」にするという申し合わせ事項を確認したのも、前述の状況を反映してのことである。このように合否の基準を定めることは難しく、合格最低基準の設定は、試験配点の設定とともに大学側の課題となつた。

昭和二十五年三月六日には入學試験委員特別委員会が開催され、二十五年入試に関する協議事項がまとめられた。これについては翌日の評議會に提示されて検討されることになる。話題の焦点は合格最低点についてであつた。最低点を決めるのかとの質問に対し、補導部長より「委員会で最低点を作るべきであると決つた、具体的点数は決めていない」と報告があつた。「外国語は一〇点以下は入れない」あるいは「定員に足りなくともいい、最低点を割るものは絶対に採用を止めて欲しい」との声が各評議員からあがつた。最終的には入學試験委員会で協議事項に準じて、「学力検査点数の最低基準は決定せず最終総合判定會議において決定すること」と定められた。

おわりに

国立新制大学の入学者選抜は昭和二十四年に初めて行われ、その試験は内容、形式の上でも戦前の旧制大学とは大いに異なつていた。試

験制度史として分析を行う場合にはこの変化は大きな画期であり、新制大学の入学者を五十年という期間で考察することは重要であろう。

一方、新制大学創設当時の受験者の立場に着目すれば、試験制度の改革はもちろん重要かつ直接的な問題であるが、進学先を選択する際には当然別の次元の価値観なり指標なりが影響してくるだろう。また先にも述べたとおり入学者のデータには様々な要因が影響を与える。新旧学校制度の違いはもとより、広島大学の場合は複雑な学部編成など、そこに影響を及ぼす要因の種は尽きない。その中でも重要な指標の一つとしてその大学のもつ社会的地位、すなわち広島大学でいえば包括校の歴史と伝統により築きあげられた地位を視点に入れることは重要であろう。新制大学の入学者について、包括校との連関を含めて具体的に考察することを今後の課題としたい。

注

- (1) 増田幸一は「試験制度への疑問」(『世界』一四三号、昭和三十二年十一月、一八六―一八七頁所収)の中で日本の試験制度を選抜技術の上から第一期学科試験制、第二期総合選抜制、第三期綜合判定制、第四期進学適性検査制、第五期学力検査制の五期に分けている。本稿での第一期第二期はそれぞれ増田のいう第四期第五期にあたる。
- (2) 佐々木享「戦後日本の大学入試制度の歴史」(『日本教育学会入試制度研究委員会編』『大学入試制度の教育学的研究』東京大学出版会、昭和五十八年、三十五―五十七頁所収)三十八頁参照。
- (3) 昭和二十三年五月三十一日文部省告示第四十七号「大学入学資格に関する件」で示された十三項目は以下のとおり(『近代日本教育制度史料編纂会編纂』『近代日本教育制度史料』第二十六巻、大日本雄弁会講談社、

昭和三十三年、二五四―二五五頁)。

学校教育法施行規則第六十九条第二号の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を、次のように指定する。

- 一、従前の規定による高等学校高等科又は大学予科の第一学年を修了した者
- 二、専門学校本科又は中等学校卒業程度を入学資格とする専門学校予科の第一学年を修了した者
- 三、高等師範学校、女子高等師範学校、実業教員養成所又は臨時教員養成所の第一学年を修了した者
- 四、師範学校本科(昭和十八年勅令第九号施行以前のものを除く。)又は青年師範学校の第一学年を修了した者
- 五、昭和十八年勅令第九号施行以前の師範学校の本科第一部第四学年又は本科第二部第一学年を修了した者並びに青年学校教員養成所の第一学年を修了した者
- 六、修業年限五年の高等女学校卒業程度を入学資格とする高等女学校の専攻科又は高等科の第一学年を修了した者又は修業年限四年の高等女学校卒業程度を入学資格とする高等女学校の専攻科又は高等科の第二学年を修了した者
- 七、国民学校初等科修了程度を入学資格とする修業年限五年の実業学校卒業程度を入学資格とする実業学校専攻科の第一学年を修了した者又は国民学校初等科修了程度を入学資格とする修業年限四年の実業学校卒業程度を入学資格とする実業学校専攻科の第二学年を修了した者
- 八、大正七年度省令第三号第二条第二号により指定した学校の第一学年を修了した者
- 九、従前の規定による大学において高等学校高等科又は専門学校本科と同等以上の学校として入学資格を認められた学校の第一学年を修了した者

- 十、朝鮮教育令、台湾教育令、在閔東州及滿州帝國臣民教育令又は在外指定学校規則による学校において前各号の一に該当する者
- 十一、高等学校高等科学力検定試験又は専門学校卒業程度検定試験に合格した者
- 十二、教員免許令により中学校、高等女学校又は実業学校の教員免許状を有する者、但し、実習教員免許状を有する者を除く。
- 十三、国民学校本科教員免許状を有する者、但し、英語につき国民学校本科訓導の検定に合格した者、英語につき国民学校専科訓導免許状を有する者又は外国語につき専門学校入学者検定試験に合格した者に限る。
- (4) 昭和二十三年九月二十八日文部省告示第七十九号「大学入学資格に関する件の一部改正」による項目は以下のとおり（前掲「近代日本教育制度史料」三五七頁）。
 - 十三、国民学校本科教員免許状を有する者
 - 十四、専門学校の別科第一学年を修了した者、但し、中等学校（旧中等学校令第十九条の規定によるものを除く。）卒業程度を入学資格とする者に限る。
 - 十五、東京盲学校師範部甲種音楽科第一学年、同科第一学年を修了した者及び同校師範部普通科乙種を卒業した者、又は東京聾啞学校師範部技芸科第一部第一学年を修了した者及び同校師範部普通科乙種を卒業した者
 - 十六、各都道府県において行なう新制大学の入学資格を認定する試験に合格した者
 - (5) 雨宮吉政「大学入試制度について」五十頁（日本教育社会学会編「教育社会学研究」第十集、東洋館出版、昭和三十一年、四十七―五十三頁所収）及び佐々木享前掲書、一〇〇―一〇一頁参照。
 - (6) 文部省調査普通局統計課「文部統計速報」（三十五号、昭和二十五年三月）によれば、志願者数は二七六三名（うち女子一一八名）となっており、「文部省第七十七年報」（昭和二十六年三月発行）掲載の数値もこれ

- に等しい。「広島大学一覽 開学記念」（昭和二十五年十一月）によれば、志願者数は二六七二名（うち女子一一四名）、昭和二十七年七月に補導部が作成した「入学試験に関する調査」によれば志願者数は二六七五名（うち女子一一〇名）となっている。「広島大学二十五史 通史」に記載されたデータの原資料は不詳であるが、ここでは「二十五史」のデータを記載した。
- (7) 志願者数は前掲「文部統計速報」三十五号に掲載された数値を使用した。
 - (8) 広島大学補導部「広島大学補導厚生資料 第二集 昭和二十四年度入学試験に於ける学科試験及び進適得点について」（昭和二十四年十一月）によれば合格者数は一〇七四名（女子数は不明）、昭和二十七年の「入学試験に関する調査」によれば合格者数は一三三七名（うち女子八八名）である。
 - (9) 七月十二日の協議事項六に「七月十一日迄に入学手続を了しない者は取消とするのを七月十五日迄に延期」とある（広島大学「昭和廿四年度部局長連絡会議録」）。
 - (10) 広島大学補導部「広島大学補導厚生資料 第一集 主として昭和二十四年度入試に関する調」（昭和二十四年十月、九頁）より作成。
 - (11) 東京大学百年史編集委員会編「東京大学百年史 通史二」昭和六十年、一〇〇三頁参照。
 - (12) この理由にはいささか疑問を感じる。昭和二十四年十一月二十九日の文部省の通達（文大第二百六十五号）によれば入学試験日程は第一期（二月二十五日から実施）と第二期（三月十八もしくは二十五日から実施）とに分けられ、広島文理科大学は第二期に指定されていた。これが第一期に変更されたという資料はなく、「文理科大学の入学試験を第一期に実施するため」との説明には矛盾がある。
 - (13) 第三回評議会（昭和二十四年十月十九日）の議題四号「昭和二十五年入学試験に関する事」に関し、「原案として、広島文理科大学の方は文部省の定める第一期の試験期間に実施し新制大学の方は、第二期の試

- 試験期間に実施するよう立案した。」と補導部長より説明があった。これに対し「広島文理科大学の方は別に考えるべきである」としながらも「新制大学の方は二期の方がよいと考える」との意見が出され、昭和二十五年度入学試験の日程は補導部長原案のとおり決定した（広島大学『評議会事録（要録）自第一回至第二十回』）。
- (14) 『広島大学学報』第八号、昭和二十四年十一月四日、七十頁。
第三回評議会「中略」
- 4 昭和二十五年度入学試験実施日程は大体次のような案で手続きを進めることになった。
- 広島文理科大学は第一期の期間に入れ三月十三日―十五日頃といたしたい。（広島文理科大学において決定する）
- 新制大学は第二期とし三月二十二日―二十五日試験、二十五日―二十八日採点、
- 二十九日予選者会議、三十一日総合会議、四月一日発表
- (15) 『広島大学二十五年史 通史』七十六頁。
- (16) 『広島大学二十五年史 通史』九八四頁、図表資料四「入学志願者・入学者数の推移」では募集人員一六一〇名となっているが、同表の合計を求めてもその数値とはならず、誤りであることがわかる。
- (17) 名古屋大学史編集委員会編『名古屋大学五十年史 通史二』平成七年、二八九―二九〇頁参照。
- (18) 文大大第二百九十号。前掲『近代日本教育制度史料』第二十六巻、二八一―二八三頁。
- (19) 前掲『大学入試制度の教育学的研究』、四六頁参照。
- (20) 昭和二十五年九月五日第二十二回評議会での決定。昭和二十五年七月二十二日で「昭和二十六年度広島大学入学学力検査教科目について」と題した補導部長からの通知あり（『広島大学学報』第四十二号、昭和二十五年八月一日、二五一頁）。
- (21) この資料は「訂正箇所が多い」ことを理由に当日配布する予定ではな

- かったが、評議員の要請により急遽配布された。
- (22) 協議事項十二に「試験構成員は学部専任でやる。第一次せんこうの申合は尊重、これに準じてやる。決定は部局長会議にはかる」とある。ここでいう「第一次せんこうの申合」については本稿五(三)を参照いただきたい。
- (23) 『昭和廿四年度 部局長連絡会議録』七月五日の協議事項三。
- (24) 前掲『広島大学補導厚生資料 第一集』参照。
- (25) 広島大学の入、退、転学等の取扱に関する暫定基本方針
- 一、本学在学生在が他大学の入学を志願することは認めない。
- (一) 若し他大学に出願する場合は本学を退学の上、その手続きをすること。
- (二) 入学試験に不合格の場合はそれによって本学への復学は許さないこと。
- (三) 無断で他大学を受験したことが判った場合は退学させること（論旨）
- 〔以上第五回評議会決定事項〕
- 二、本学在学生在が他学部へ転学部を希望する場合の取扱については他大学の実状を調査の上定める
- 但し本学年度は教養課程一年修了の取扱とする際（昭二五、三）希望の学部学科に欠員のある場合に限り関係学部間において協議の上処置する。
- 三、本学在学生在が更に広島大学の入学試験を受けて他学部へ入学を希望するときは予め学長の許可を受けることを要する。
- (一) 無断で出願したことが判った場合は退学させること（論旨）
- 四、本学在学生在が在学部内で転科、転校を希望する場合の取扱について。
- (イ) 転科を希望する者があるときは夫々の学部の方針に基いて処置し異動を学長に報告する。
- (ロ) 教育学部関係の甲分校から乙分校に転校を希望する者があるときは学部の方針に基いて処置し異動を学長に報告する。

- 五、教育学部二年課程から学部（四年課程）に進学を希望する者については二年課程修了後進学を希望する学部学科に欠員がある場合に限り、選考の上適宜編入することが出来る。
- 六、他大学から本学へ転学を願出する場合。
- 七、本学から他大学転学を希望する場合。
- 右、六及七の取扱については入学以後已むを得ない転学事情が発生したことを明らかに認め得る場合に限り選考の上これを許可することが出来る。
- 八、本学在学のみ、又は入学以前に他大学において履修して得た単位を、本学の卒業認定資格の単位数に算入する件
- 「備考」右二の第二項及び六、七、八については夫々他大学の実状を調査の上定めること。
- (26) 九月十七日の議題八において「旧制高等学校卒業者の大学不入学者の昭和二十五年新制大学二年編入学可能見込数調について」との内容について、「これは余力なし。然し旧制の学校は点数に開きがなければ高等学校の生徒をとつてやる。」と述べた（昭和廿四年度 部局長連絡会議録）。
- (27) 「広島大学学報」第五十三号、昭和二十五年十一月二十一日、二八三―二八四頁参照。
- (28) 昭和二十六年三月十三日の第二十九回評議会での配付資料による。数値は三月十日現在のもの。なお、資料には「畜産学科一名は鳥取大学志望のため選考中」との注記あり。
- (29) 「広島大学学報」第一〇五号、昭和二十七年五月一日、十三頁参照。
- (30) 「広島大学学報」第一三五・一三六合併号、昭和二十八年三月十一日一〇八頁に「昭和二十八年年度広島大学編入学学生募集について」と題した記事が掲載されている。
- (31) 広島大学の入学試験に関する資料には、昭和二十七年から補導部教務課が作成するようになった「入学試験に関する調査」がある。この資料

- は二十八年度を除いて現在まで継続して発行されており、五十年史編纂の際には入試関係の基幹資料となる。しかし本稿で扱った時期については資料項目が固定しておらず、計算違いが含まれるなど資料としては不備が多い。そのためこの時期の入学者に関するデータとしては、以下の資料でデータを補完することとなった。
- ・補導部「広島大学補導厚生資料 第一集 主として昭和二十四年度入試に関する調」昭和二十四年十月
 - ・補導部「広島大学補導厚生資料 第二集 昭和二十四年度入学試験に於ける学科試験及び進適得点について」昭和二十四年十月
 - ・補導部「広島大学学生補導調査 昭和二十九年度」
 - ・教養部「雑録 昭和二十四年四月―昭和三十九年三月」昭和三十九年九月
- (32) 二十四・二十五年度のデータは広島大学二十五年史編集室作成「合格者 入学者（留学生を含む）に関する統計資料」（広島大学五十年史編集室所蔵）の記載数値を採用し、二十七から二十九年度までについては「入学試験に関する調査 自昭和二十七年至昭和三十二年」の学校別合格者数から集計した。ただし、二十七年のデータについては高等学校名から府県の特定できなかった者二名と検定試験合格者一名（いずれも教育学部）とがあり、出身地域は「その他」として扱った。また、各年度のデータのうち、該当する欄の計算上の合計と合計欄の記載数値とが一致しない場合、基本的に計算上の数値に信頼を置いて集計した。
- (33) 「評議会議事録（要録）自第一回至第二十回」昭和二十五年三月七日の第十二回評議会での発言に「昨年は随分英語はむつかしかったという評だった」とある。
- （こみやまみちお・広島大学五十年史編集室勤務、文学部助手）